



献上桃の郷。
桑折町
こおりまち

桑折町第二次地域福祉計画

成年後見制度利用促進基本計画
再犯防止推進計画

概要版



令和7年3月
桑折町

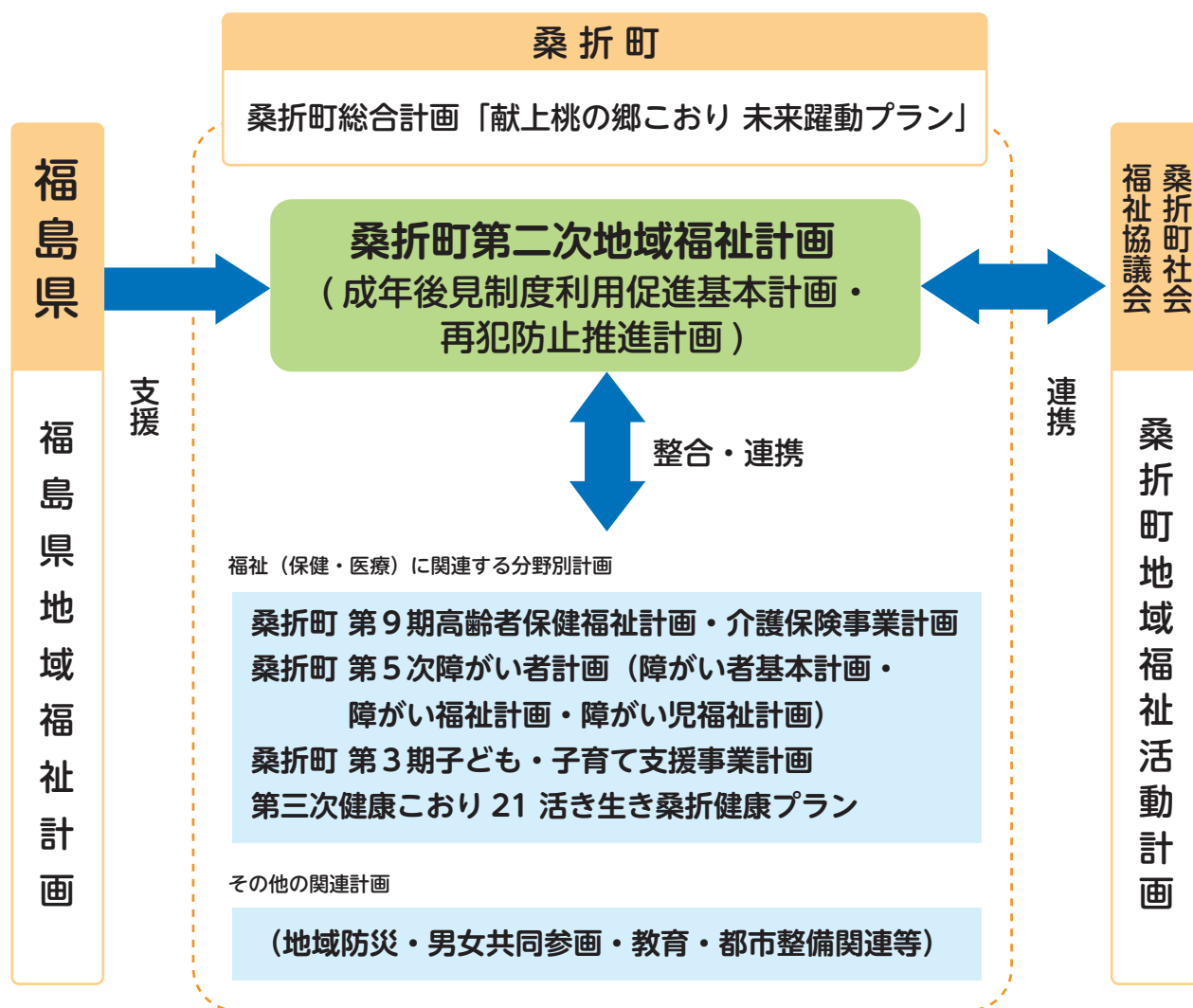
計画策定の趣旨

地域福祉計画は、地域に関わる全ての町民が一体となって推進していく計画です。町民の誰もが住み慣れた地域でともに支え合い、自分らしく安心して暮らしていけるよう、地域住民をはじめ、町行政や関係機関・関係団体等の協働のもと、地域の様々な課題を解決するための仕組みや方向性を示すものとして、「桑折町第二次地域福祉計画」を策定します。

計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法(第107条)に基づく市町村地域福祉計画です。桑折町総合計画「献上桃の郷こおり 未来躍動プラン」を上位計画とし、本町が推進する地域福祉の方向性等を示すものです。高齢者・障がい者・児童の各個別計画と整合性を持ち、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保します。(福祉分野の上位計画)

また、本計画に内包する形で「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯防止推進計画」を策定します。なお、桑折町社会福祉協議会が策定する「桑折町地域福祉活動計画」と相互に連携しながら計画を推進します。



計画の期間

計画期間は、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5か年とし、今後の制度改正や社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。

施策体系

この計画では、第一次計画の「みんなとつながり みんなで支え合う 安心のまち 桑折」を引き続き基本理念と定め、以下の施策体系で取組を進めていきます。

〈基本理念〉

みんなとつながり みんなで支え合う 安心のまち 桑折

目標 1

自分や家族が暮らしたい地域づくりへの主体的参加

1 できることを実践する

- (1) 地域福祉ネットワークづくり
- (2) 地区活動・団体活動の促進
- (3) ボランティア活動の促進
- (4) 健康づくり活動の推進
- (5) 世代間交流の推進

2 福祉のこころづくり

- (1) 人権教育の推進
- (2) 心の教育と福祉教育の推進

目標 2

地域で困っている課題の解決に向けた支援

1 権利擁護の推進

- (1) 権利擁護事業の普及促進
 - (2) 苦情解決事業の充実
 - (3) 成年後見制度の利用促進
- ※第5章 成年後見制度利用促進計画

2 要支援者へのサポート

- (1) 社会的孤立者対策の推進
 - (2) 虐待や暴力を防止する対策の推進
 - (3) 潜在的な要支援者の把握の推進
 - (4) 自殺対策の推進
 - (5) 再犯防止の推進
- ※第6章 再犯防止推進

3 安心して暮らせる環境づくり

- (1) 公益的施設等のバリアフリーの推進と安全性の確保
- (2) 地域の防災・防犯体制の充実

目標 3

身近な相談と情報提供から始まるケアマネジメントの充実

1 相談対応の充実・情報提供

- (1) 情報提供の充実
- (2) 地域情報を集める環境づくり
- (3) 相談対応の充実

2 保健・医療・福祉・介護の連携

- (1) ケアマネジメントの充実
- (2) 保健・医療・福祉の連携調整

基本目標

基本理念である「みんなとつながり みんなで支え合う 安心のまち 桑折」の推進に向け、3つの基本目標を設定し、地域福祉活動の各施策を展開します。

目標1 自分や家族が暮らしたい地域づくりへの主体的参加

地域福祉の推進を担うのは地域に暮らす町民です。自分や家族が暮らす地域をどのようにしていきたいのか、町民の地域づくりへの主体的な参加が不可欠です。

1 できることを実践する

●地域福祉の推進及び町民の健康づくりを一人ひとりが自らの課題と捉え、積極的な関わりを持てるよう各種の取組を進めていくとともに、社会福祉協議会等の関係機関と引き続き連携を取りながら、各種団体やボランティア、NPO法人による町民参加の活動を推進していきます。

2 福祉のこころづくり

●地域に暮らす高齢者や障がい者、子育て家庭など、支援を必要としている人について町民がより理解を深め、福祉のこころを育むとともに、身近な地域に内在する課題に気づき、問題解決に向けて自ら行動していけるよう、地域、学校、家庭、事業所など、あらゆる場面や機会を通じて福祉意識の醸成を図っていきます。

～町民・地域・行政の役割～

町民ができること

- 日常生活におけるあいさつ・見守り・声かけを進んで行いましょう
- 地域の行事や健康づくりなどのイベントに参加して、地域の方とのつながりをつくりましょう
- ボランティア活動に関心を持ち、身近なボランティア活動に参加しましょう

地域・事業者・町社協が取り組むこと

- 地域での交流の場をつくり、様々な世代の住民参加を促進しましょう
- ボランティアセンターを設置し、情報の収集と発信をし、ボランティア活動に意欲のある方を支援していきましょう
- 学校・福祉施設・関係機関との連携を図りながら、福祉教育を推進しましょう
- 社協だよりやインターネット等での広報活動・各種講座の開催により地域福祉を推進しましょう

町が取り組むこと

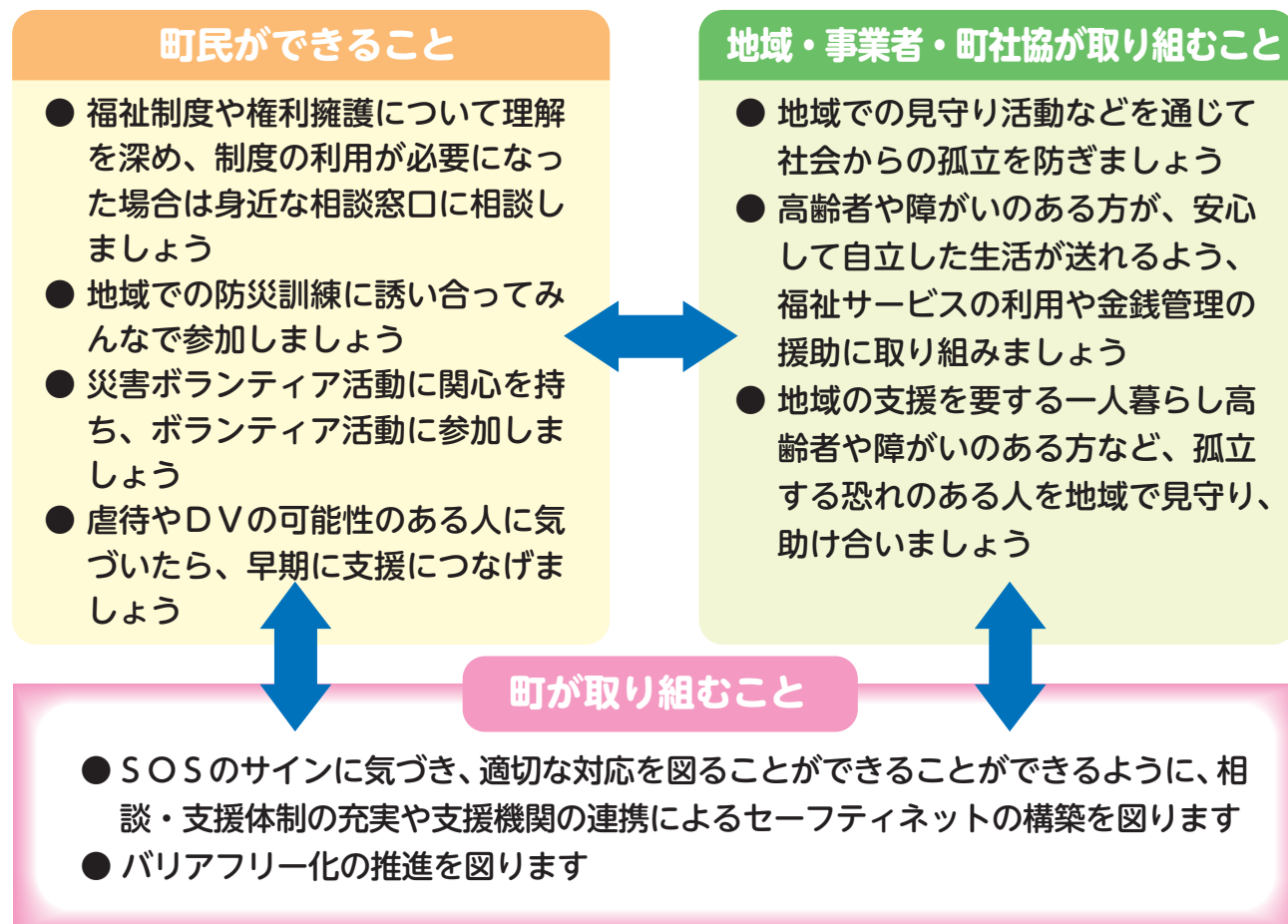
- 社協・地域団体等への事業を支援します
- 民生児童委員の活動を支援します
- ボランティア活動を促進します
- 教育機関や社協と連携し、地域や学校における福祉教育を推進します

目標2 地域で困っている課題の解決に向けた支援

地域全体で支え育てる福祉社会を実現に向けて、町民一人ひとりがお互いの権利を尊重し、尊厳を持って生活できるための支援、社会的弱者のサポート体制構築の支援、だれもが生活しやすい生活環境や居住環境に向けた整備、実践的な地域防災体制づくりを進めていきます。

1 権利擁護の推進	●日常生活自立支援事業（あんしんサポート）、成年後見制度の利用促進に向けた取組を進めるとともに、関係機関等との連携を強化し、権利擁護事業の普及促進と苦情解決事業の充実を図っていきます。
2 要支援者へのサポート	●地域における要支援者の支援については、関係機関や人的ネットワークを活用した情報収集とニーズの把握により、専門的な支援につなげるとともに、地域住民の理解と協力を仰ぎながら、課題解決に向けた継続的な支援を推進していきます。
3 安心して暮らせる環境づくり	●地域に暮らす住民が日々の生活や外出時において安全と安心を実感できるよう、引き続き公共施設等の住環境の整備や、防犯体制の充実を進めていきます。 ●防災についても、平素から避難行動要支援者を把握するなど地域の防災力を高めつつ、行政と地域が連携することにより、地域が主体となって避難・支援等ができるよう環境・体制づくりを推進していきます。

～町民・地域・行政の役割～



目標3 身近な相談と情報提供から始まるケアマネジメントの充実

サービスを必要としている人が自分に合ったサービスを利用しながら自立した暮らしを営めるよう、相談窓口等での対応の充実や確かな情報提供、包括的なケアマネジメントと必要な支援を行っていきます。

1 相談対応の 充実・情報提供

- 町民の多種多様な相談・要望・苦情等に対して、迅速かつ適切に対応できるよう相談窓口の充実に努めるとともに、相談支援機関相互の連携を図りながら総合的な相談支援体制の構築を引き続き図っていきます。
- 情報提供については、情報提供手段を充実させるとともに、正確でわかりやすい情報をいつでも提供できるよう取り組んでいきます。さらに、各機関、団体との連携により、行政以外の地域情報も得られるよう、総合的な情報提供も進めていきます。

2 保健・医療・ 福祉・介護の連携

- サービス利用を希望する町民一人ひとりに合った適切なサービスが提供できるよう、また町民がライフステージに応じた指導や支援が受けられるよう、地域ケアマネジメント機能の充実に努めていきます。
- 保健・医療・福祉・介護の4分野が相互に密接な関係を形成し、ネットワーク化を図ることで、利用者に効果的・効率的なサービスを提供していきます。

～町民・地域・行政の役割～

町民ができること

- 困りごとは一人で抱え込まずに、周囲の人に相談しましょう



地域・事業者・町社協が取り組むこと

- 地域では生活課題を抱えているケースの情報を各相談支援機関や行政につなぎましょう
- 福祉関係事業者は相談支援機能を地域に提供するとともに、行政と連携することにより相談機能の充実に努めましょう
- 事業者と町社協は、事業者間の連携を強化し、課題の共有やサービスの質の向上を図りましょう

町が取り組むこと

- 相談対応に丁寧に応じ、窓口やサービスを利用しやすくします
- 当事者及び当事者の家族にも状況に合わせた支援ができる体制を整えます
- 分野制度ごとの相談支援とそれらを横断的につなぎ、包括的な相談支援体制を構築します
- 保健・医療・福祉・介護の4分野が相互に密接な関係を形成し、ネットワーク化を図ることにより、利用者に効果的・効率的なサービスを提供できるよう努めます

成年後見制度利用促進基本計画

計画の概要

▶計画の趣旨・背景

成年後見制度とは、認知症、精神障がい、知的障がいなどで判断能力が十分でない方について、家庭裁判所に申し立てを行い、本人にとって最適な成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を選び、成年後見人等が財産を管理したり、身の周りの世話のために介護などの福祉サービスや施設の入所に関する契約を結んだりするなど、法律的な支援を提供する制度です。

今後の超高齢社会の進行に伴い、本町においても成年後見制度の必要性の高まりが予想されることに加え、障がいのある人の高齢化・重度化や、障がい者を支える親の高齢化による「親亡き後」などへの対処も必要であり、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズが多様化することも予想されます。

そのため、桑折町第二次地域福祉計画に「桑折町成年後見制度利用促進計画」を新たに加えて一体的に策定し、地域の人々の権利擁護支援の充実を図ります。

▶計画の位置づけ

利用促進法第14条の規定に基づき、同法第5条に規定する地方公共団体の責務を具体化するものであり、本町における成年後見制度の利用促進に関する施策について、基本的な考え方や方向性を定めるものです。

▶計画の期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間

成年後見制度の利用促進に向けた取組の展開

（1）成年後見制度の理解促進と普及啓発

- 住民をはじめ、福祉・保健・医療の関係者に対し、成年後見制度や権利擁護などの周知や啓発、制度に対する理解促進を図ります。
- 日常生活自立支援事業の周知及び利用促進を図り、本人らしい生活の維持のため必要な支援につなげられるよう取り組んでいきます。

（2）相談機能の充実と利用促進

- 中核機関を設置し、成年後見制度の利用を希望する住民や福祉関係者などが相談できる体制を整備し、必要な人への成年後見制度の利用促進を実施します。

（3）地域連携ネットワークづくり

- 地域において権利擁護が必要な人を把握し、関係機関と連携し、地域連携ネットワークの構築を進めていきます。

（4）町長申立ての適切な実施

- 一定の要件を満たす人に対して実施する町長申立てについて、関係機関と連携し、迅速な対応を支援します。

（5）成年後見制度利用支援事業の実施に向け

- 成年後見制度の利用にあたって費用を負担することが困難な人に対して、審判の申立てにかかる費用及び後見人等への報酬の助成を行う成年後見制度利用支援事業については、実施に向けた検討を進めていきます。

（6）中核機関の設置

- 地域の連携体制の充実を図るため、地域連携ネットワークの核となる中核機関が必要であり、設置や体制整備を進めていきます。

再犯防止推進計画

計画の概要

▶ 計画の趣旨・背景

再犯者が犯罪を繰り返してしまう背景には、生活困窮や認知症、社会からの孤立など様々な課題を抱える場合も多く、再犯防止に向けては、犯罪をした人等が地域の中で「息の長い」支援を受けられることが重要となっています。

本町においても、地域で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進するため、国の「第二次再犯防止推進計画」及び県の「福島県再犯防止推進計画（令和3～12年度）」を踏まえ、桑折町第二次地域福祉計画に「桑折町再犯防止推進計画」を新たに加えて一体的に策定し、犯罪や非行を未然に防ぐことや、犯罪をした人等の再犯防止に向けた取組を推進します。

▶ 計画の位置づけ

再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。

▶ 計画の期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間

再犯防止に向けた取組の展開

（1）就労・住居の確保の推進

- 仕事に就いていない人は再犯率が高いことから、犯罪をした人等の就労支援を推進します。住居については、住居確保に必要な支援を受けられるよう支援を行い、地域社会の中で安心して暮らしていけるようにサポートしています。

（2）保健・医療・福祉サービスの利用促進

- 犯罪等の常習化を防ぐため、地域包括支援センターや障がい者の相談支援事業所、地域の福祉施設等と連携して各種福祉サービスの利用を支援し、地域生活への復帰・定着を推進します。

（3）学校等と連携した修学支援等の実施

- 学校等と連携して非行の未然防止や早期対応を充実させ、児童・生徒たちがその取り巻く環境に起因した非行を繰り返さないよう支援していきます。

（4）再犯防止に向けた基盤の整備等の推進

- 再犯防止の推進については、保護司をはじめとした民間協力者の活動に大きく支えられていることから、これら関係機関への支援と連携強化を推進します。また、再犯防止への取組への理解を深め、広報・啓発を行うことで再犯防止への意識を醸成していきます。

桑折町第二次地域福祉計画（概要版）令和7年3月発行

発行者：桑折町 編集：健康福祉課 福祉介護係

〒969-1692 福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下22-7 電話 024-582-1134